

浜松市過疎地域生活支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、過疎地域において、暮らしを維持するために必要な事業を実施しようとする者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。)及びこの交付要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「過疎地域」とは、別表1の地域をいう。

(補助対象事業及び補助金)

第3条 この要綱における補助の対象となる事業は、別表2に掲げるものとする。補助金の額は、別表2に定める補助率及び限度額以内(全額に千円未満の端数があるときは、これを切捨てた金額。)とする。ただし、国・県の補助事業として採択される見込みのある事業は、補助対象外とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の対象となる者は、以下の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 最寄りの公的公道と自宅を結ぶ日用品等運搬用モノレール又は乗用モノレールを整備しようとする者。
- (2) 市税を完納している者であること。
- (3) 規則第3条3項に該当しない者。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付申請をしようとする者は、規則第4条の規定による交付申請書(第1号様式)に次の各号の書類を添付しなければならない。ただし、浜松市からの課税がない場合においては、第3号に掲げる書類の提出は要しない。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 収支予算書(第3号様式)
- (3) 市税納付・納入確認同意書(第4号様式)
- (4) 暴力団排除に関する誓約書(第5号様式)
- (5) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定及び条件)

第6条 市長は、補助金の交付の申請があったときはこれを審査し、申請が適当であると認めるときは補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(第6号様式)により申請者に通知するものとする。なお、次の各号に掲げる事項を交付の条件として付するものとする。

- (1) 交付される補助金は、事業以外の目的に使用してはならない。
- (2) 次の各号に掲げる事項に該当する場合には、変更承認申請書(第7号様式)に変更事業計画書(第2号様式)及び変更収支予算書(第3号様式)を添えて提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - ア 事業の計画内容を変更しようとする場合
 - イ 事業が予定期間内に完了しない場合
 - ウ 事業を中止し、又は廃止しようとする場合
 - エ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場合
- (3) 事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 市長は、交付した補助金について、事業完了後3年以内に転出又は転居した場合にあっては2分の1、3年を超え5年以内の場合にあっては3分の1の返還を求めることができる。
- (5) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合にお

いては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付しなければならない。

- (6) 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならない。
- (7) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- (8) 補助金の収支に関する帳簿及び領収書等関係書類を、補助金の交付を受けた年度終了後10年間保管しなければならない。
- (9) その他浜松市補助金交付規則及び浜松市過疎地域生活支援事業費補助金交付要綱を遵守すること。

(実績報告)

第7条 申請者は、事業が完了したときは規則第13条の規定による実績報告書(第8号様式)に次の各号の書類を添付し、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定あるいは変更承認のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績書(第2号様式)
- (2) 収支決算書(第3号様式)
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の報告を受けた場合はその内容を審査し、適当であると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、規則第14条の規定による補助金交付確定通知書(第9号様式)により申請者に通知するものとする。

(請求の手続き)

第9条 申請者は、前条による補助金交付確定通知書を受領した後10日以内に請求書(第10号様式)を市長に提出しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成29年度までの補助金に適用する。
- 2 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成29年度までの補助金に適用する。
- 3 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度までの補助金に適用する。
- 4 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度までの補助金に適用する。
- 5 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度までの補助金に適用する。

別表1（第2条関係）

地域区分		対象地域
過疎地域	過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第33条第2項の規定に基づき指定された地域	天竜区の一部（春野町、佐久間町、水窪町、龍山町）

別表2（第3条関係）

事業区分	補助対象事業基準等	補助対象 限度額	補助率
モノレール整備事業	<p>[補助対象事業]</p> <p>(1)日用品等運搬用モノレール又は乗用モノレールの新規整備 ただし、格納施設の整備については、対象外とする。</p> <p>(2)整備済みの現有モノレールの老朽化等による日用品等運搬用モノレール若しくは乗用モノレール又はそれらの一部である運搬台車、乗用台車又はレール施設の更新整備 ただし、格納施設の整備、施設の解体又は修繕については、対象外とする。</p> <p>[対象地域] 過疎地域</p> <p>[採択基準]</p> <p>(1)公的車道から自宅までの距離が50m以上かつ公的車道と自宅の高低差が10m以上であることとする。</p> <p>(2)日用品等運搬台車の荷台積載量は、200kgまでとし、乗用台車を設置する場合は、2人用までとする。その装備は、日用品等の運搬に必要な最小限のものとする。</p>	1事業につき280万円を限度とする	1/2以内

第1号様式(第5条関係)

浜松市過疎地域生活支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所(所在地)
申請者 氏名(名称及び代表者氏名)
電話番号() -

年度において浜松市過疎地域生活支援事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 補助対象事業名 モノレール整備事業

2 補助金交付申請額 円

3 補助金算出方法
補助金対象事業費 円 × 補助率 % = 円

* 補助金交付申請額の千円未満は切り捨てとする。

4 添付種類

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 収支予算書(第3号様式)
- (3) 市税納付・納入確認同意書(第4号様式)
- (4) 暴力団排除に関する誓約書(第5号様式)
- (5) 見積書又は請負契約書の写し
- (6) 施工設計図
- (7) 位置図
- (8) 現況写真
- (9) その他必要と認める資料

第2号様式（第5条・第6条・第7条関係）

事業計画書（変更事業計画書・事業実績書）

補助対象事業名	モノレール整備事業			
事業の内容				
事業実施箇所	区 町			
事業費及び補助金額	事業費	円	補助金額	円
事業施工業者	住 所			
	電話番号			
	商 号			
事業実施期間	着手（予定）年月日			年 月 日
	完了（予定）年月日			年 月 日
家族構成	氏 名	年齢	氏 名	年齢
備考				

第3号様式(第5条・第6条・第7条関係)

収支予算書(変更収支予算書・収支決算書)

1 収入の部

(単位:円)

区分	予算額 (変更予算額) (決算額)	(予算額)	比較増減	算出の基礎等
市補助金				
自己資金				
計				

2 支出の部

(単位:円)

区分	予算額 (変更予算額) (決算額)	(予算額)	比較増減	算出の基礎等
計				

(注) 変更収支予算書の場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記入すること。

第4号様式(第5条関係)

市税納付・納入確認同意書

年 月 日

(あて先) 浜松市長
(取扱い) 市民協働・地域政策課

補助金交付申請者

住 所(または所在地)

氏 名

印

年 月 日 生

下記の補助金交付申請に伴い、浜松市過疎地域生活支援事業費補助金交付要綱第4条の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付・納入状況について確認することに同意します。

記

申請補助金 浜松市過疎地域生活支援事業費補助金

暴力団排除に関する誓約書

浜松市過疎地域生活支援事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

- 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - 暴力団（条第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
 - 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - 暴力団員等と密接な関係を有する者

年 月 日

浜松市長あて

（誓約者）
住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

印

様

浜松市長 氏 名

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浜松市過疎地域生活支援事業費補助金については、次のとおり決定したので通知します。

記

- 1 補助対象事業名 モノレール整備事業
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 補助金算出方法
補助金対象事業費 円 × 補助率 % = 円
* 補助金交付決定額の千円未満は切り捨てとする。

4 交付の条件

- (1) 交付される補助金は、事業以外の目的に使用してはならない。
- (2) 次の各号に掲げる事項に該当する場合には、変更承認申請書(第6号様式)に変更事業計画書(第2号様式)及び変更収支予算書(第3号様式)を添えて提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - ア 事業の計画内容を変更しようとする場合
 - イ 事業が予定期間内に完了しない場合
 - ウ 事業を中止し、又は廃止しようとする場合
 - エ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場合
- (3) 事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 市長は、交付した補助金について、事業完了後3年以内に転居した場合にあっては2分の1、3年を超え5年以内の場合にあっては3分の1の返還を求めることができる。
- (5) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付しなければならない。
- (6) 規則17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならない。
- (7) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- (8) 補助金の収支に関する帳簿及び領収書等関係書類を、補助金の交付を受けた年度終了後10年間保管しなければならない。
- (9) その他浜松市補助金交付規則及び浜松市過疎地域生活支援事業費補助金交付要綱を遵守すること。

第7号様式（第6条関係）

変更承認申請書

年 月 日

（あて先）浜松市長

申請者 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者氏名）
電話番号（ ） -

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた浜松市
過疎地域生活支援事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添
えて申請します。

記

1 計画変更の理由

2 変更の内容

変更の内容	変更前	変更後	備考

4 添付種類

- （1）変更事業計画書（第2号様式）
- （2）変更収支予算書（第3号様式）
- （3）その他必要と認める資料

第8号様式（第7条関係）

実績報告書

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）
申請者 氏名（名称及び代表者氏名）
電話番号（ ） -

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた浜松市
過疎地域生活支援事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

- 1 添付種類
- （1）事業実績書（第2号様式）
- （2）収支決算書（第3号様式）
- （3）住民票の写し
- （4）領収書の写し
- （5）請負契約書の写し（申請時未提出の場合）
- （6）その他必要と認める資料

第9号様式(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

浜松市長 氏 名

補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した浜松市過疎地域生活支援事業費補助金については、次のとおり確定したので通知します。

記

- 1 補助対象事業名 モノレール整備事業
- 2 補助金交付確定額 円

第10号様式(第9条関係)

請 求 書

金 円

ただし、年 月 日付け 第 号により補助金交付の確定を受けた浜松市過疎地域生活支援事業費補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請者 住所(所在地)
氏名(名称及び代表者氏名)
電話番号() -

振込先金融機関名
 座種別
 座番号
 座名義